

令和2年度秋～冬学期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	刑事訴訟法基礎	教員名	松田 岳士
-------	---------	-----	-------

次の【問1】および【問2】に答えなさい。（70点満点）

【問1】 次の□の中の文章は、最近のある裁判例からの抜粋（に若干加筆したもの）である。この説示が、被疑者に対する殺人を理由とする勾留が認められるか否かについて判断を示す前提としてなされたものであることに留意して、下の(1)および(2)の問いに答えなさい。

① ……被疑事実の要旨は、被疑者が、令和2年4月初旬ころ、被疑者宅で同居する被害者を殺害しようと決意し、同所において、包丁で同人の左頸部を突き刺し、よって同人を失血させて殺害したというものである。

一件記録によれば、被疑者には、罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由が認められる。また、被疑者は、現在、住居不定であり、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由及び逃亡すると疑うに足りる相当の理由も認められる。

② 本件逮捕勾留〔請求〕に先立つ逮捕手続等について

(1) 一件記録によると、次の事実が認められる。

ア 被疑者は、被疑者宅（アパート）で被害者と同居していたものであるが、同アパートの周囲から被害者が遺体で発見されたことから、令和2年5月5日午後4時頃、被疑者宅において、捜査官から同行を求められ、捜査官の運転する自動車に同乗して、同日午後5時34分頃、〇〇中央警察署（以下、単に「警察署」という。）に到着した。

同日、取調室において、被疑者に対する事情聴取が行われた。被疑者に対する聴取後、捜査官は、被疑者宅は本件事件の現場である可能性が高く、捜査の必要があったことから、被疑者に対して、捜査官が用意したホテルに宿泊することを提案し、被疑者は、捜査官に連れられて同ホテルに行き、宿泊した。

同月6日午前2時10分から午後5時5分までの間、中断を挟みながら被疑者宅の検証が行われた。

イ 被疑者は、同月6日から同月10日までの5日間、連日、捜査官に促され、ホテルから捜査官の付き添いの下で警察署に向かい、同月6日は午前9時34分から午後7時15分まで、同月7日は午前10時5分から午後9時20分まで、同月8日は午前9時55分から午後8時25分まで、同月9日は午前10時10分から午後10時5分まで、同月10日は午前10時3分から午後7時5分までいずれも休憩を挟んで取調べを受け、いずれの日も取調べ後は、捜査官に付き添われてホテルまで送られ、同ホテルに宿泊した。

同月7日付けの司法警察員に対する供述調査には、被疑者は、被害者の死体を捨てたことについては間違いのない旨述べたという内容の記載があるとともに、被疑者は、上記期間中の取調

べにおいて死体遺棄の被疑事実につき明確に否認したことはなかった。

上記期間中の取調べに際し作成された取調べ状況報告書の「逮捕・勾留の有無及び罪名」欄には、いずれも「殺人」と記載されていた。また、上記期間中の取調べにおいて、合計10通の被疑者に係る供述調書が作成されたところ、このうち、同月10日に録取された供述調書においては、被疑事実は「殺人」とされ、本件被疑事実についての犯行態様などが詳細に録取されていた。

ウ 被疑者は、同月11日、午前8時35分頃、ホテルから捜査官の付き添いで警察署へ行き、午後3時59分から取調べを受け、午後5時55分に死体遺棄の被疑事実で通常逮捕された。

エ 前記イの取調べの間の食事等の休憩時間においては、被疑者のいた取調室の出入口ドアは開放状態にされていたものの、捜査官が同取調室の室外廊下において待機していた。また、被疑者は取調室近くのトイレを使用していたところ、その際にしばらく物音がしない等の長時間が経過した際には、捜査官がトイレ出入口ドアの高窓から覗いて様子を見たこともあった。さらに、被疑者が、同月9日に宿泊費が不足したことから、出金等をするために出かける際にも2名の捜査官が同行した。

オ 捜査官は、被疑者がホテルに宿泊した同月5日から同月10日までの間、被疑者による証拠隠滅や逃走等を防止する目的で、常に被疑者の宿泊する客室の前付近の廊下で警戒を続けていた。

カ 被疑者については、同月13日に死体遺棄の被疑事実で勾留請求がなされ、同日から勾留され、同月22日から勾留期間が延長されたところ、弁護人により勾留及び勾留期間延長の裁判の取消し等を求める準抗告が申し立てられ、同月26日、準抗告審は、上記勾留及び勾留期間延長の裁判を取消し、検察官の勾留及び勾留期間延長の請求をいずれも却下したことから、被疑者は、同月27日に釈放された。

被疑者は、同日午前3時36分、本件〔殺人の〕被疑事実で通常逮捕され〔、29日に勾留請求がなされ〕た。

(2) 〔中略〕

そうすると、遅くとも、同月5日の聴取後にホテルで被疑者の監視を始めた時点から、実質的には逮捕状によらない違法な逮捕がされたということができ、実質的な逮捕の時点から計算して勾留請求までにおける制限時間不遵守の違法が認められる。

(1) 下線部に示された判断の内容を解説し、その理由として考えられるところを論じなさい。

(2) 下線部で示された判断を前提として、本件被疑者に対する殺人を理由とする勾留が認められるべきか否かについて、理由を示しつつ論じなさい。

【問2】 次の教員と学生A・Bの会話をよく読んで、(1)～(3)の問いに答えなさい。なお、(ア)～(ウ)の欄の大きさは求められる解答の長さとは無関係であり、解答は複数の文にわたってもよいものとする。

* * *

教員：まず、次の事例を読んでください。

検察官が、Xの供述に基づいて、同人を、「法定の除外事由がないのに、令和2年10月15日午後2時40分ころ、大阪府豊中市〇〇町△△番地のX方において、自己の右腕部に覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン約0.05グラムを含有する水溶液約0.30ミリリットルを注射させ、もって、覚せい剤を使用した」との訴因により起訴した。ところが、Xは、公判において、覚せい剤を使用した場所はX宅であることに変わりはないが、その日時は、10月15日午後2時40分ころではなく翌16日午後2時40分ころで、また、自分で注射したのではなく、Yに注射させたと供述した。

この場合に、裁判所が、被告人Xの公判供述を信用できると考えたとしても、その供述通りの内容の事実を認定して有罪を言い渡すことができるでしょうか。

学生A：できないと思います。被告人の公判供述は、訴因とは異なる内容なので、訴因をこれに合う形に変更しなければなりません。なぜなら、(ア)。

学生B：でも、この場合には、そもそも被告人が公判で供述した使用行為が、起訴されている使用行為と同じものである保証はありませんよね。Aさんが言われたことは、あくまで両使用が同じ行為であるという前提のもとでしか成り立ちえないのではないのでしょうか。

教員：なぜそうなるのでしょうか。

学生B：両使用行為が同じであるか否かによって、被告人が公判で供述した使用による刑事責任を追及する方法が変わってくるからです。すなわち、(イ)。そもそも、両使用行為が異なるものであるにもかかわらず、裁判所がそのまま被告人の公判で供述した使用を認定して有罪を言い渡してしまったら、不告不理の原則に反することにならないでしょうか。

教員：そうですね。では、設例について、被告人が公判で供述した使用による刑事責任を追及する方法の判断基準が「使用行為」の異同に求められるのはなぜなのでしょう。

学生B：(ウ)。

教員：なるほど。では、設例では、この点についてどう判断すべきでしょうか。

学生A：被告人Xの公判供述の内容や状況からして、両使用行為は同じものであるとってよいものと考えられます。そうすると、結論としては、私が最初に示した解決でよいことになるのではないのでしょうか。

* * *

(1) (ア) に入るべき説明として考えられるところを、関連する判例に触れつつ簡潔に示しなさい。

(2) (イ) には、両使用行為の異同により、被告人が公判で供述した使用による刑事責任を追及する方法がどのように変わるのかについての説明が入ることになる。その内容として考えられるところを示しなさい。

(3) (ウ) に入るべき説明として考えられるところを、関連する規定および判例に言及しながら簡潔に示しなさい。